

自殺総合対策大綱の改訂に向けた要望書

厚生労働省

大臣官房参事官(自殺対策担当)

岩井 一郎 様

若者自殺対策全国ネットワーク

我が国では15歳から39歳までの死因の第1位が自殺であり、若者の自殺は依然として深刻な状況が続いている。こうした現状を踏まえ、改正自殺対策基本法第2条(基本理念)が謳う「生きることの包括的な支援」を、若者の自殺対策においても具体化すべく、自殺総合対策大綱の改訂の際には「自殺を予防するための当面の重点施策」のひとつに、新たに「若者の自殺対策を強化する」旨の項目を加えることを強く要望する(詳細は、以下の通り)。

《若者の自殺対策を強化する》

(1) 「SOSの出し方教育」を推進する

命や暮らしの危機に直面した若者が、自分の存在に価値を感じられないために助けを求めようとせず(求められず)、あるいは助けの求め方や相談機関の情報を知らないために、自殺へと追い込まれるケースが相次いでいる。そうした現状を少しでも改善するために、改正自殺対策基本法第17条が謳う「困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等」のための教育の機会を、義務教育の課程で、すべての子供に提供すべきである。

(2) インターネットやSNSを活用した若者へのアウトリーチ策を強化する

若者は一般的に、社会経験等の不足から、大人と比べて援助要請能力(助けを求める力)が低い。そのため自発的には相談や支援につながりにくい傾向がある一方で、インターネットやSNS上で自殺をほのめかしたり、自殺の手段等を検索したりする傾向もある。そうした若者の特性を踏まえて、インターネット広告に相談機関等の情報を表示させるなど、ICTを活用した若者へのアウトリーチ策を強化すべきである。

(3) 若者の悩みを受け止め得る立場の人たちへの研修を推進する

若者は自身の悩みを、公的な相談機関等ではなく、友人や恋人等の身近な存在に打ち明ける傾向がある。しかし、自殺対策に係わる人材研修の多くは、行政職員や専門相談員を対象としたものになっており、若者の友人や恋人等を対象としたものはほとんど行われていない。結果、若者に悩みを打ち明けられたその友人や恋人等が、対応に苦慮して自らも追い詰められていくという事態(いわゆる「共倒れ」)が頻繁に起きている。若者の自殺対策を強化するには、若者にとって身近な存在である人たちへのアプローチが不可欠であり、そうした人たちが「支える力」を発揮できるようにするための研修等を充実させる必要がある。

(4) 若者向けの「居場所活動」支援を強化する

悩みを聞いてくれる友人や恋人等が周囲にいない若者は、とりわけ孤立しやすい。また若者がひとたび孤立してしまうと、周囲がそうした若者を支援することは極めて難しくなる。若者が孤立に陥る、その一歩手前で食い止めるために効果的なのが「居場所活動(例えば、生きづらさについて語り合うことのできる若者同士の集まり)」だ。自殺のリスクを抱えた若者が「居場所活動」につながり、さらにそうした若者を「居場所活動」を通じて様々な専門機関や支援策につなげられる地域の仕組みを、つまり、若者のための「生きることの包括的な支援の拠点」を、全国各地に整備すべきである。

以上